

明るい選挙を実現するための

寄附禁止のルール

政治家の寄附は禁止

有権者が政治家に寄附を求めることも禁止

例えば、次のような寄附が禁止されます。



お中元やお歳暮



入学、卒業、就職、
結婚、出産などのお祝い



各種会合への祝儀



病気のお見舞い



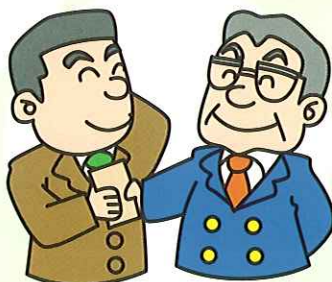
開店祝の
花輪やお祝い



葬式の花輪や供花や香典



野球大会や
ママさんバレーなど
地域行事への差し入れ



会費制でない会合で
飲食代相当額を会費として支払うこと



祭りや親睦旅行への
寸志や飲食物の差し入れ



埼玉県の選挙統一キャラクター
「選挙くん」



みんなで守ろう「三ない運動」

政治家は有権者に寄附を

贈らない!!

有権者は政治家に寄附を

求めない!!

政治家から有権者への寄附は

受け取らない!!

1 政治家の寄附の禁止

政治家（現職の議員・長や立候補の意思がある人も含まれます。）が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ること（寄附）は、次の場合を除いて罰則をもって禁止されています。

例外：【禁止されない寄附】

- 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合
- 当該政治家の親族に対してする場合
- 政治教育集会の参加者に必要最小限度の実費を補償する場合（ただし、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。）

ただし、禁止される寄附であっても、次の場合は処罰されません。

- ① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀（ただし、選挙に関して行われる場合や、通常一般の社交の程度を超えている場合は、処罰されます。）
 - ② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典（ ）
- なお、政治家以外の人（家族や秘書など）が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

2 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が政治家に対して、寄附を出すように勧誘や要求することは、禁止されています。

3 後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）も、選挙区内の人や団体に寄附をすることは、次の場合を除いて罰則をもって禁止されています。

例外：【禁止されない寄附】

- 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合
- 当該政治家に対してする場合
- 設立目的により行う行事又は事業に関してする場合（ただし、花輪、香典、祝儀などを出したり選挙前の一定期間内に行われるものは禁止され、罰則の対象となります。）

※選挙前の一定期間

任期満了による選挙・・・任期満了の前日90日に当たる日から選挙期日までの間

任期満了以外の選挙・・・解散の日の翌日または選挙事由発生の告示の日の翌日から選挙期日までの間

4 あいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内の人や団体に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含みます。）を出すことは禁止されています。

5 有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内の人や団体に対し、あいさつを目的とする有料広告（いわゆる名刺広告など）を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すことは、罰則をもって禁止されています。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されています。